* 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造概要図（施行規則様式第３ 別紙１、３及び４ 備考３、別紙２ 備考５）

概要図は主要寸法を記入し、日本産業規格Ａ４の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

○　一般粉じん発生施設の配置図（施行規則第10条 第２項 １号）

事業所（工場）の内部及び付近の見取り図を添付すること。

* 一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図

（施行規則第10条 第２項 ２号）

○　一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

　　（施行規則第10条 第２項 ３号）